土浦市環境基本条例(平成12年３月29日条例第24号)
最終改正:
改正内容:平成12年３月29日条例第24号
〇土浦市環境基本条例
平成12年３月29日条例第24号
土浦市環境基本条例

目次
前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節　施策の基本方針（第９条）
第２節　環境基本計画（第10条）
第３節　環境の保全及び創造のための施策の推進（第11条―第24条）
第４節　霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造のための施策の推進（第25条）
第５節　地球環境保全のための施策の推進（第26条）
第３章　環境審議会及び環境計画進行管理委員会
第１節　環境審議会（第27条―第34条）
第２節　環境計画進行管理委員会（第35条―第41条）
第３節　補則（第42条・第43条）
付則

私たち土浦市民は，太古の昔より，清らかな空の下で，豊かな水をたたえる霞ケ浦から昇る朝日を待ちわび，筑波の山すそ裾に広がる緑の大地に沈む夕日を惜しみながら，これらの自然から大いなる恵みを受けて，ときには自然の荒波にもまれながらも営々と歴史と文化を刻み，今日の繁栄を築き上げてきた。しかしながら，現在の私たちは，豊かな生活や便利さを手に入れた一方で，大量の資源やエネルギーを消費し，大量の廃棄物を作り出しながら，私たちの生活を支え続けてきた緑を減らし，空気と水と大地を汚すなどの環境の問題も生み出してしまった。今やこの問題は，地域をはるかに越えて，生命存続の基でもある地球の環境をも脅かすまでに至っている。もとより，私たちは，良好な環境の下で，健康で文化的な生活を営む権利を有しているが，同時にこれまで先人たちがその英知と努力により守り，育てて来た私たちのまち土浦の自然，歴史，文化はもちろんのこと生命の母なる地球の良好な環境を将来の世代に引き継いで行く責務も有している。私たちは，限りある自然とその恵みに感謝し，自然とともに生き，かけがえのない地球の良好な環境を守っていくため，これまでの事業活動や日常生活を顧みて，市と事業者と市民がそれぞれの役割分担の下，協力し合いながら，環境への負荷の少ない循環を基調として発展する社会を築いていかなければならない。私たちはこのような認識の下，健康で文化的な生活を営むために必要となる良好な環境の保全と創造を実現し，これを将来の世代に引き継いで行くため，ここに，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，環境の保全及び創造について，基本理念を定め，並びに土浦市（以下「市」という。），事業者，市民等の責務を明らかにするとともに，環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　公害　環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって，人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は，現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り，健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は，環境に限りがあるとの認識の下，環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は，市，事業者，市民等が公平な役割分担と責務の自覚の下，協働して積極的に行われなければならない。

４　霞ケ浦その他の豊かな自然，歴史及び文化は，土浦らしさを表わす風土として保全するとともに，新たな風土を創造しつつ，これらを将来の市民に継承していかなければならない。
５　地球環境保全は，人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから，事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し，国際的な協調の下，地球環境の保全に資する行動により，積極的に推進されなければない。
（市の責務）
第４条　市は，前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。
（１）　事業活動に伴って生ずる公害を防止し，自然環境を適正に保全し，又は良好な環境の創造に努めること。

（２）　環境の保全上の支障を防止するため，物の製造，加工，販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に，その適正な処理が図られるようにすること。
２　事業者は，基本理念にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，物の製造，加工，販売その他の事業活動に当たっては，次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
（１）　事業活動に係る製品その他の物が使用され，又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。
（２）　再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料，役務等を利用すること。
３　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動に関し，環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第６条　市民は，基本理念にのっとり，日常生活を営むに当たっては，自らの活動に伴って生ずる生活排水及び廃棄物の排出，騒音の発生，自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに，自然環境を適正に保全し，及び良好な環境の創造に努めなければならない。
２　市民は，基本理念にのっとり，自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。
（滞在者の責務）
第７条　旅行者その他の滞在者は，基本理念にのっとり，その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減に努めるとともに，自然その他の環境の保全に努めなければならない。
２　滞在者は，基本理念にのっとり，自ら積極的に環境の保全に努めるとともに市が実施する施策に協力する責務を有する。
（年次報告書）
第８条　市長は，毎年，環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し，これを公表しなければならない。
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節　施策の基本方針
第９条　環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は，基本理念にのっとり，次に掲げる事項が確保されるように，各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ，総合的かつ計画的に行われなければならない。
（１）　人の健康が保護され，及び生活環境が保全され，並びに自然環境が適正に保全されるよう，大気，水，土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
（２）　安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止その他により霞ケ浦及びその流域の河川の自然その他の環境（以下「霞ケ浦の湖沼環境」という。）が修復，保全及び創造されること。
（３）　生態系の多様性の確保，野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに，森林，農地，水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
（４）　人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。
（５）　安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。
（６）　伝統と文化の香り高い歴史的，文化的環境が保全及び創造されること。
（７）　廃棄物の発生の抑制及び減量化，資源の循環的な利用，エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。
（８）　環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため，市，事業者及び市民等との連携が強化されるとともに環境に関する教育及び学習が推進されること。
（９）　地球環境保全が国際協力の下，推進されること。
(10)　前各号に掲げるもののほか，環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。
第２節　環境基本計画
第10条　市長は，環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，市民の意見を反映するため，必要な措置を講ずるものとする。
４　市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，土浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。
５　市長は，環境基本計画を定めたときは，速やかにこれを公表しなければならない。
６　前３項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。
第３節　環境の保全及び創造のための施策の推進
（市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等）
第11条　環境に影響を及ぼすと認められる市の施策を策定し，及び実施する際には，環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。
２　市長は，環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため，庁内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。
（環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進）
第12条　市は，廃棄物及び下水の公共的な処理施設，環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設，高齢者等に配慮した公共的施設，公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
２　市は，都市の緑化，良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
３　市は，森林，農地，水辺地等の自然環境の適正な保全を図るとともに市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
４　市は，文化財その他の歴史的遺産の保存，文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
（環境の保全及び創造のための規制措置）
第13条　市は，環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で，次に掲げる行為については，規制その他の必要な措置を講ずるものとする。
（１）　公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為
（２）　自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為
（３）　快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為
（４）　前３号に掲げるもののほか，環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為
（環境影響評価の推進）
第14条　市は，土地の形状の変更，工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が，その事業の実施に当たり，あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため，必要な措置を講ずるものとする。
（調査の実施及び監視体制等の整備）
第15条　市は，環境の状況の的確な把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定のために必要な調査を実施するものとする。
２　市は，環境の状況の的確な把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の実施のために必要な測定，監視等の体制の整備を図るものとする。
（資源の循環的な利用等の促進）
第16条　市は，環境への負荷の低減に資するため，廃棄物の発生の抑制及び減量化，資源の循環的な利用，資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は，環境への負荷の低減に資するため，エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（環境に配慮した行動等の普及）
第17条　市は，事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料，製品，役務等の利用の普及に努めるものとする。
２　市は，事業者，市民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による水質の汚濁防止に係る活動，再生資源に係る回収活動，緑化活動，自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。
３　市は，滞在者による霞ケ浦の湖沼環境その他の環境の保全に配慮した行動の普及に努めるものとする。
（経済的な措置等）
第18条　市は，事業者，市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動，施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。
２　市は，環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは，経済的負担を求めることができる。
（環境教育，環境学習等の推進）
第19条　市は，環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興，人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により，事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに，事業者，市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）
第20条　市は，前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者，市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため，環境の状況，環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を，個人及び法人の権利利益に配慮しつつ，体系的に整備し，適切に提供するよう努めるものとする。
（市民の意見の反映）
第21条　市は，環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（苦情の処理）
第22条　市は，公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。
（事業者，市民等との連携及び協力）
第23条　市は，事業者，市民，民間団体等との連携及び協力により，環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。
（国等との連携及び協力）
第24条　市は，大気，水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては，国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。
第４節　霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造のための施策の推進
第25条　市は，霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造に資するため，安全な水資源の確保等に必要な窒素，りん等の削減による水質の汚濁の防止，自然環境の修復及び保全，良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。
２　市は，前項に規定する施策の推進に資するため，霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造に関する調査研究，情報の交換，人材の交流等の体制の整備を図るものとする。
３　市は，前２項に規定する施策の推進等に当たっては，国及び他の地方公共団体並びに事業者，市民，民間団体，研究者等との連携を図るものとする。
第５節　地球環境保全のための施策の推進
第26条　市は，国，他の地方公共団体，事業者及び市民等と連携し，地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。
第３章　環境審議会及び環境計画進行管理委員会
第１節　環境審議会
（環境審議会の設置）
第27条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき，環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため，土浦市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第28条　審議会は，次に掲げる事項に関し，市長の諮問に応じて調査審議する。
（１）　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）　その他環境の保全及び創造に関する基本的事項
（組織）
第29条　審議会は，委員15人以内で組織する。
（委員）
第30条　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。
（１）　市民
（２）　学識経験のある者
（３）　産業界を代表する者
（４）　市議会の議員
２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
３　委員は，再任されることができる。
（会長及び副会長）
第31条　審議会に，会長及び副会長１人を置き，委員の互選によりこれを定める。
２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第32条　審議会の会議は，会長が招集する。
２　審議会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ，開くことができない。
３　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
（部会）
第33条　審議会は，必要に応じて部会を置くことができる。
（委員以外の者の出席等）
第34条　審議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
第２節　環境計画進行管理委員会
（環境計画進行管理委員会の設置）

第35条　環境の保全及び創造に関する施策の適正な進行を確保するため，土浦市環境計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第36条　委員会は，環境基本計画に基づく市の施策の進行状況について調査し，市長に対し，その結果を報告し，又は必要な助言を行う。
（組織）
第37条　委員会は，委員３人以内で組織する。
（委員）
第38条　委員は，優れた識見を有する者のうちから，市長が委嘱する。
２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
３　委員は，再任されることができる。
（委員長）
第39条　委員会に，委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき，又は欠けたときは，委員長が指定する委員がその職務を代理する。
（会議）
第40条　委員会は，委員長がこれを招集する。
２　委員会は，２人以上の委員の出席がなければ，会議を開くことができない。
３　委員会の議事は，出席委員の合議によりこれを決する。
（委員以外の者の出席等）
第41条　委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
第３節　補則
（庶務）
第42条　審議会及び委員会の庶務は，市民生活部環境保全課において処理する。
（委任）
第43条　この条例に定めるもののほか，審議会及び委員会に関し必要な事項は，市長が定める。
付則
（施行期日）
１　この条例は，公布の日から施行する。
（土浦市環境審議会条例の廃止）
２　土浦市環境審議会条例（平成11年土浦市条例第９号）は，廃止する。
（審議会等に係る経過措置）
３　前項の規定による廃止前の土浦市環境審議会条例の規定に基づく土浦市環境審議会及びその委員は，この条例の規定に基づく審議会及びその委員となり，同一性をもって存続するものとする。
（土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
４　土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略